

研修

三会労働問題研修会のご案内 ～障害者雇用の際の留意点～

障害者雇用については、平成28年4月施行の改正障害者雇用促進法により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたほか、平成30年4月には法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加され、法定雇用率が引き上げられています。こうした法改正を踏まえて、企業においては、あらためて法の趣旨を踏まえた障害者雇用を実現していく必要があります。

そこで今回は、障害者雇用に関する使用者側の対応に詳しい、第一東京弁護士会所属の小鍛冶広道弁護士をお招きし、使用者が、障害者雇用に際し、留意すべき点などについて講演頂くことになりました。皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

※本研修は、会員マイページもしくはFAXにてお申込みください。

日 時 2019年3月20日（水）午後6時00分～午後8時00分

*開場・受付開始は午後5時30分です。設営の関係で多少の遅延はご容赦下さい。

場 所 弁護士会館2階クレオ

講 師 小鍛冶 広道 弁護士（第一東京弁護士会）

対 象 弁護士のみ 当日会場先着500人

*当日会場先着順のため、この申込みをしても入場できない場合もございます。

主 催 東京法律相談連絡協議会

参加費 無料

【回答書】

FAX返信先 03-3581-0865

（担当：東京弁護士会 法律相談課 三会労働問題研修会担当宛）

2019年3月20日（水）三会労働問題研修会に出席します。

お名前 _____（所属 東・一・二 登録番号： _____）

担当委員会 東京法律相談連絡協議会 労働問題プロジェクトチーム

問い合わせ先 東京弁護士会法律相談課 野口 TEL：03-3581-2206